

当評価機関の理念

- ★ 第4セクター(Non Profit Company)として福祉・市民のサービスの質の向上を図ります。

当評価機関の方針

- ★ 指定管理者の個性や特性を大切に、明日につながる評価をめざします。
- ★ 市民性と専門性の両面の視点をもって、評価いたします。
- ★ 各施設の特徴的基本事項を確認してから、評価に伺います。
- ★ 「守秘義務及び倫理に関する規程」「個人情報保護規程」を遵守します。

当機関評価者の特徴

- ◆ 全員現役の評価又は調査員で、実績があります！

福祉サービス第三者評価調査員(高齢・保育・障害)・GH外部評価調査員・介護情報公表調査員がいます。

- ◆ 利用者の視点で！

地区センター、老人福祉センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等を日常的に利用しています。

- ◆ 施設業務経験者も！

元地区センター指導員・元地域ケアプラザサブコーディネーター・元こどもログハウススタッフがいます。

- ◆ 専門資格もあります！

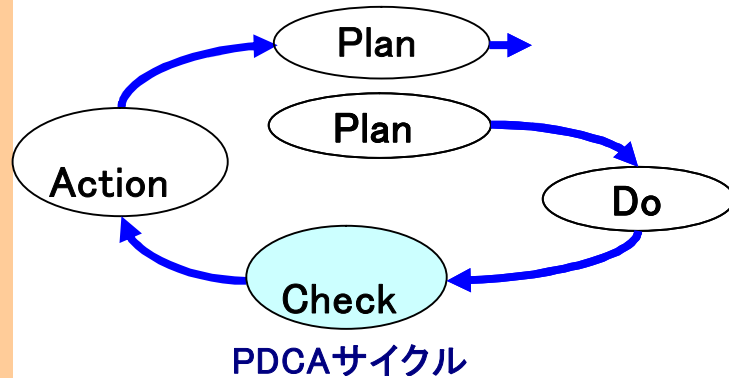
介護福祉士・ケアマネジャー・保育士・福祉住環境コーディネーター2級の資格があります。

指定管理者第三者評価の目的

横浜市では、公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施します。

指定管理者がこうした第三者評価を積極的に活用することを通じて、さらなる業務改善への取組(PDCAサイクルの確立)を行い、自らがサービスの向上に努めていくことを目的とします。

● 第三者評価機関の役目はこのC(チェック)部分を客観的にみるお手伝いをするものでもあります。監査ではありません。●



指定管理者第三者評価の活用法

第三者評価は「指定管理者による自己評価」と「評価機関による第三者評価」からなっています。

★ 自己評価からの気づき

評価シートに従い、職員の合議により、自己評価をし、そのプロセスから気づきが生まれます。B評価が横浜市の標準的基準となっています。

★ 第三者の目からの気づき

利用者の視点も踏まえ、第三者の目から評価基準に沿ってサービス提供状況を客観的に検証し、状況を確認し、報告書にまとめます。

★ 相違点からの気づき

自己評価と第三者の目からの評価の相違点を比較することにより、自らのサービスを再度検証します。

★ 公表情報からの気づき

公表された他指定管理者の評価結果から参考になる点を探し、自らの施設に合うよう独自の工夫をします。

区民利用施設における第三者評価実施フロー

